

鳥取県がん患者等の社会参加応援事業補助金に係るQ & A

(令和8年4月1日現在)

No	質 問	回 答
【申請回数・時期】		
1	補助を受けられる回数は何回ですか。	令和7年4月1日以降に初回申請される方に限り、①ウィッグ・②補整下着等ごとに補助上限額5万円に達するまで何回でも申請可能です。(令和7年3月31日までに申請し補助を受けたことがある方は、その1回限りです。)ただし、申請できるのは初回申請日の属する年度から3年後の3月31日までです。
2	申請期限はいつですか。	購入日を基準として申請期限が決まります。 (※4ページの申請例を参照してください) 購入日の属する年度の3月末日までに申請してください。ただし、1月から3月末までに購入したものについては、購入日の属する年度の翌年度の3月末までの申請が可能です。 また、やむを得ない場合には4月から12月末までに購入したものであっても、購入日の属する年度の翌年度の3月末まで申請可能とすることもありますので、お尋ねください。 なお、購入日は領収書等により確認させていただきます。
3	No.2のやむを得ない場合とは、どのような場合ですか。	がん治療等の受療により期限中の申請が困難な場合や、申請書類の発行に相当の時間を要する場合、その他決裁権者が認める場合です。
4	治療を受けた日が数年前なのですが、補助の対象ですか。	【ウィッグの申請】 脱毛の原因が、がんの治療や疾病等によるものであると確認できる場合は、補助対象です。(別途医師等の意見を求める場合がありますので、詳しくはお尋ねください。) 【補整下着等の申請】 治療(手術)を受けられた日は問いません。
5	補助対象となるウィッグ又は補整下着等は1人1つに限られますか。	購入される個数は問いませんので、複数購入されたものをまとめて申請することは可能です。
6	ウィッグと補整下着の両方を購入した際は、それぞれで申請可能ですか。 また、その場合の補助金額は何円ですか。	それぞれ別のものとして扱いますので申請可能です。種類ごとに補助上限額5万円です。 ①ウィッグと②補整下着等の2種類のうち、1種類は令和7年3月31日までに申請し補助を受けているが、もう1種類は補助を受けていない場合:残り1種類は補助上限額5万円に達するまで初回申請日の属する年度から3年後の3月31日まで何回でも申請可能です。

【対象者】	
7	白血病で抗がん剤治療を受けた場合、ウィッグ購入補助の対象ですか。
	白血病は血液のがんであるため、補助対象です。
8	がん以外に、どのような疾病がウィッグ購入補助の対象ですか。
	<p>(例) 難治性の円形脱毛症、膠原病・代謝の疾患、先天性疾患あるいは熱傷や外傷後の瘢痕等による脱毛症</p> <p>上記の疾病等により頭部全体の概ね25%以上脱毛している患者のうち、治療が長期化し、あるいは回復が見込めないために、ウィッグを推奨する状態であることを医師が認める方が対象です。なお、性ホルモン(男性型・女性型)や加齢を原因とした脱毛は対象外です。</p>
9	補整具の購入が必要な状態となった原因の傷病やその治療内容を証明するには、具体的にどのような書類が必要ですか。
	<p>以下の書類を提出してください。お手元がない場合は、治療を受けられた医療機関にて証明書を発行し提出してください。</p> <p>※証明書等の発行に係る料金は自己負担となり補助対象外です。</p> <p>【ウィッグの申請】</p> <p><u>○がん治療による脱毛の場合</u></p> <p>がん治療を受けたことを証明する書類(診療明細書、治療法の記載のある診断書、お薬手帳、健康保険の傷病手当金支給申請書、がん保険の請求書等)</p> <p>〔診療明細書の記載例…悪性腫瘍特異物質治療管理料、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、がん患者指導管理料等〕</p> <p>※上記の書類がない場合は、がん治療受療証明書(様式第3号)の提出が必要です。</p> <p><u>○がん以外の疾病等による脱毛の場合</u></p> <p>No.8の要件を満たす状態であることを証明する書類(診断書等)</p> <p>※上記の書類がない場合は、医師意見書(様式第4号)の提出が必要です。</p> <p>【補整下着等の申請】</p> <p>がん(乳がん等)の手術療法を受けたことを証明する書類(手術同意書、診療明細書等)</p> <p>※上記の書類がない場合は、がん治療受療証明書(様式第3号)の提出が必要です。</p>

10	異なるがんにかかった場合や再発した場合、転移した場合には再度申請が可能ですか。	異なるがんにかかった場合や再発した場合でも、補助対象者1人につき補整具の種類ごとに補助上限額5万円かつ初回申請年度から3年度まで申請可という条件は変わりません。その条件の枠内であれば申請可能です。
11	補助対象の患者が購入後に亡くなった場合は、補助対象ですか。	亡くなる前に購入されていることから、補助対象です。
【補助対象製品】		
12	乳がん患者用のパットや人工乳房等下着以外のものは対象ですか。	補助対象です。乳房を切除された方の胸部を補整するものであれば対象です。
13	乳がん手術後の患者が装着しやすい、前開きの下着等は補助対象ですか。	前開きの下着等乳房切除後の患者が使用しやすい下着等も、療養生活の質の向上を図るものとして対象とします。
14	乳がんの全摘手術後、腹部の一部（自家組織）を使用した乳房再建術を受け、術後に病院側の指示で「ウエストニッパー」を購入した場合、補助対象ですか。	本補助金は、外見の変化を補完する補整具等の購入費用の助成が目的です。今回は手術後の医療ケアが主目的なので、対象外です。
15	補助対象となるのは、どのようなウィッグですか。毛髪付き帽子は、補助対象ですか。	ウィッグは全頭用、部分用、装着のための頭皮保護ネットが対象です。毛髪付き帽子も対象ですが、帽子とウィッグが一体となっている商品が補助対象です。
16	眉毛の脱毛時に使用する、眉毛用のシールも対象ですか。	本事業では対象外ですが、「抗がん剤治療副作用対策支援事業補助金」の対象としていますので、健康政策課のホームページ等をご確認ください。
【所得課税証明書】		
17	添付書類「世帯全員の所得及び課税額を証明する市町村長が発行する書類」で、世帯全員とはどの範囲を指しますか。同一生計の者ですか、同一保険に加入している者ですか。	同一生計の方を指します。 ※申請時点で最新の所得課税証明書をご提出ください。 (金額欄が*表示になっているものは受付できません)
18	世帯全員の所得課税証明書は、働いていない場合でも必要ですか。	必要です。所得がない方の所得課税証明書は、所得がないことを申告した上で取得してください。申告がない場合、金額欄が*表示となり税額の確認ができません。 ただし、義務教育以下の子供の所得課税証明書は不要です。
19	所得課税証明書の代わりに、市町村から自宅に届く納税証明書を提出することは可能ですか。	納税証明書でも証明可能です。

20	住所変更をしておらず現住所での登録がない場合、申請書類の住所はどのように記載すべきですか。 (納税証明書は、住民票上の住所から発行。)	現住所で記載してください。
21	年度中に追加申請する場合、「世帯全員の所得及び所得課税証明書」は、その都度提出が必要ですか。	原則として、2回目の申請時には1回目の申請時に提出いただいた証明書の写しの提出で構いません。ただし、所得課税証明書は6月1日から最新年度のものが発行されますので、申請時点で切り替わっている場合は最新のものを提出してください。
22	海外で生活していたため、市町村で課税証明が発行できないが、どうしたらよいですか。	左記の理由により課税証明書の提出ができない場合は、申立をしていただき、市町村民税相当額がわかる書類または海外に居住していたことがわかる書類を提出してください。
【その他】		
23	クレジットカード支払いやインターネットで購入して領収書がない場合はどうしたらよいですか。	購入店に領収書の発行を依頼してください。 クレジットカード支払いの場合は、利用明細の写し等をご提出ください。代引きで購入された場合は、配達時の代引き伝票が領収書となっていますので、それと納品書をご提出ください。提出された書類で購入内容が確認できない場合は、電話で聞き取りをする場合がありますので、申請書には日中連絡の取れる電話番号を記載してください。
24	補助対象経費に消費税・送料・手数料は含まれますか。	消費税は含まれますが、送料・手数料は含まれません。
25	各種ポイントを利用して購入した場合、ポイント分も補助対象経費に含まれますか。	ポイントの利用は値引きと整理するため、ポイント分は対象外です。ポイント適用後の請求金額(実際の支払額)と補助対象経費(ポイント適用前の商品価格と消費税)のいずれか低い方を補助対象とします。
26	申請書の押印は省略可能ですか。	省略可能です。

【申請例 (令和8年度に初回申請する場合)】

※令和7年3月31日までに申請し補助を受けたことがある方は、追加申請できません。

